

モニタリング結果報告書

平成18年7月

政策体系	番号					
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること				
施策目標	5	子どもが健全に育成される社会を実現すること				
	III	子育て家庭の生活の安定を図ること				
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室				
	関係部局・課					
実績目標1	児童手当制度の適正な運営を図ること					
<p>(実績目標を達成するための手段の概要)</p> <p>児童手当制度は、小学校第3学年修了前の児童を養育する親等に対し、児童1人あたり月5千円(第3子以降月1万円)を支給することにより、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連する経費(平成17年度予算額) 児童手当国庫負担金 317,475百万円 <p>(評価指標の考え方)</p> <p>より多くの児童について児童手当を支給することにより、より多くの子育て家庭の生活の安定に寄与することができると考えられることから、支給件数を評価指標とした。</p>						
(評価指標)		H13	H14	H15	H16	H17
児童手当支給件数(万件)		677	688	693	963	集計中
<p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値は、実際に児童手当の支給対象となった児童の実績数である。 平成17年度の支給件数については集計中。 評価指標は育成環境課調べによる(各年度2月末の件数)。 近年の児童手当支給の改正経緯 平成12年6月：支給対象を3歳未満から小学校就学前まで拡大 平成13年6月：支給率が72.5%から85%となるよう所得制限を緩和 平成16年4月：支給対象を小学校第3学年修了前まで拡大 (支給金額は平成4年1月から第1・2子5,000円、第3子10,000円) 						